

小学校高効率照明化リース事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「小学校高効率照明化リース事業」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 事業の概要

本事業は、脱炭素化を促進するにあたり、篠栗小学校、篠栗小学校萩尾分校、勢門小学校、北勢門小学校の高効率照明化を第三者所有モデルである所有権移転ファイナンスリースを導入し事業を実施する。これらの施設は、防災拠点でもあることから平時はもとより非常時においても活用できるようにレジリエンスの強化も図らなければならない。よってLED化のみに囚われない照明の工夫や新規開発機器等も提案内容に取り込む。また、照明器具のみに囚われない工夫された地域レジリエンス強化に繋がる提案も評価の内容とする。

※本事業は省エネルギー事業を主としている。創エネルギー事業は含まないこと。ただし、太陽光付き街路灯等の独立したものは可とする。

(1) 事業名称

小学校高効率照明化リース事業

(2) 事業箇所

篠栗小学校、篠栗小学校萩尾分校、勢門小学校、北勢門小学校

※別紙 実施概要（提案例、事業箇所等）参照

(3) 事業内容

別紙仕様書のとおり

(4) リース方式

所有権移転ファイナンスリース（リース期間中のメンテナンスを含む）

(5) 事業期間（予定）

調査/設備設置（設置検査を含む）：契約締結日の翌日～令和9年3月31日

リース期間：令和9年4月1日～令和19年3月31日

(6) 提案限度額

175,705,200円（消費税額等含む）

※消費税額等については、現行の標準税率（10%）で計算するものとし。契約期間中に税制改正が行われた場合は、関係法令に基づき、その都度協議により対応を決定するものとする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4 スケジュール（予定）

発注者及び参加事業者のスケジュールは下記のとおり

日 程	内 容	
	発注者	参加事業者
令和8年4月1日	公募開始	
令和8年4月7日 17時		参加申込兼誓約書の提出期限
令和8年4月6～9日	現地確認（1回目）	※参加申込兼誓約書提出事業者のみ
令和8年4月14日 17時	質疑受付締め切り	※参加申込兼誓約書提出事業者のみ
令和8年4月20日	質疑に対する回答（ホームページ上で公表予定）	
令和8年4月21,22日	現地確認（2回目）	※参加申込兼誓約書提出事業者で希望する者
令和8年5月1日 17時		企画提案書等の提出締め切り ※下記「8 企画提案書等の提出」参照
令和8年5月上旬	プレゼンテーション審査	
令和8年5月下旬	契約候補者決定（結果公表）	

【現地確認について】

現地確認は、参加申込兼誓約書の提出後とする。現地確認については、提案内容を充実したものとするため、対象施設の既設灯具の設置状態を確認するものである。2回目の現地確認については希望する者のみとする。数量等は別表2のとおりとする。現地確認は2回とし本町が日時を指定する。また、現地確認を希望する者は、腕章等を着用の上、施設内に入ること。現地確認参加人数は1事業者につき6名までとする。

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者であること。

※共同事業者を構成する法人は、別に単独で応募することができない。また、別で応募している共同事業者の構成員となることもできない。

※共同事業者の構成員の変更及び追加は、参加申込兼誓約書提出期限後は、原則として認めない。

(2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

- (3) 所有権移転ファイナンスリースを取り扱う関係法令に基づく届出等を行った事業者であること。
- (4) 地方自治体等の公的機関との当該事業に係る同等規模以上の契約履行実績を有する事業者であること。
- (5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
・ 第一種電気工事士、第二種電気工事士又は第三種電気主任技術者
※上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- (6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。
- ア 当該事業に係る契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- オ 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者
- キ 篠栗町指名停止等措置要綱（平成19年要綱第1号）の規定に基づく指名停止措置を受けている期間中にある者。

6 参加申込

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で参加申込兼誓約書を提出すること。

※本町との契約相手方となる事業者名にて本誓約書を提出のこと

- (1) 提出方法 別添の参加申込兼誓約書(様式1)を、下記提出先に電子メールにて提出すること
※提出後は必ず電話等で送信した旨伝え、担当課が受信したことを確認すること
- (2) 期 限 令和8年4月7日(火) 17時00分(必着)
- (3) 提出先 篠栗町役場 学校教育課 教育施設係

【メールアドレス: gshisetsu@town.sasaguri.lg.jp】

7 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質疑書（様式2）により、下記アドレス宛に電子メールにて提出すること

※提出後は必ず電話等で送信した旨伝え、担当課が受信したことを確認すること

※電話又は口頭による質問は受け付けない

※参加申込兼誓約書(様式1)を提出した事業者のみ質疑書の提出を可とする。

(2) 期 限 令和8年4月14日（火） 17時00分（必着）

(3) 提出先 篠栗町役場 学校教育課 教育施設係

【メールアドレス: gshisetsu@town.sasaguri.lg.jp】

(4) 回答方法 本町公式ホームページにて回答を掲載する。

8 企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を電子データにて提出すること。

※本町との契約相手方となる事業者名にて提出のこと

(1) 提出書類

ア 企画提案書等の提出について（様式3）

イ 企画提案書

ウ 価格見積書

※施設ごとの金額、照明器具ごとの単価及びそれに係る施工内訳がわかる明細書を添付のこと

エ 資格確認書類(本町の令和8年度競争入札参加資格者名簿に登載がない者のみ)※写し可

① 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

② 国税（法人税及び消費税）、県税（法人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書

※いずれも特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時に滞納がないことを証する証明書

オ 実績（当該事業に係る同等規模以上の契約履行実績など）一覧

※検査完了調書等確認できる書類添付のこと

カ 会社概要（様式不問）

※その他本町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある

(2) 提出期限 令和8年5月1日（金） 17時00分（必着）

(3) 提出方法 **電子メールにて提出すること**

※提出後は必ず電話等で送信した旨伝え、担当課が受信したことを確認すること。本町のセキュリティ等の関係上、電子メールでの提出ができない、

データ容量が大きい場合は「CD-ROM」にて持参又は発送による提出を可とする。

なお、発送の場合は、上記提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

また、発送の際の事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先 篠栗町役場 学校教育課 教育施設係

電話 : 092-947-1380

メール : gshisetsu@town.sasaguri.lg.jp

9 企画提案書

※書式等は任意のものとする。

※企画提案書の提出は各業務、1者につき1案とする。

※仕様書及び本要領別表1「プロポーザル方式における審査の項目」等を参照し作成のこと

10 審査

(1) 審査方法

- ① 本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより、プロポーザル審査委員会が審査を行う。
- ② プレゼンテーションの順番は、企画提案書を本町に提出された順番と同じものとする。
- ③ 提案の評価基準・項目は、別表1のとおりとし、審査委員会の合算における最も点数の高い業者を選定する。

(2) プレゼンテーション実施

- ① 日 時 令和8年5月上旬（時間等詳細は後日連絡）
- ② 開催方法 対面方式
- ③ 実施時間 1業者につき10～15分間

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書等をもとに行うこととし、変更や差し替え等は認めない

11 審査結果

- (1) 通知方法 審査を受けたすべての申請者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和8年5月下旬

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

1 3 情報公開及び提供

本町は、参加事業者から提出された企画提案書等について、篠栗町情報公開条例（平成13年条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 4 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

- ・書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。
- ・緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を本町に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込兼誓約書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を担当課あてに通知すること。（様式は任意）

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格見積書の金額が「2 事業の概要 (6) 提案限度額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、委託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本町が必要と認める場合には、町は、委託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう）することができるものとする。

(6) 地域レジリエンス強化

2 事業の概要にある「照明器具のみに囚われない工夫された地域レジリエンス強化に繋がる提案」については、複数の手法や構成（Aパターン、Bパターン等）を併記して提案することができる。その場合、各提案内容に対応した受け分け明細を含む見積書をそれぞれ提出すること。

採用する具体的な提案内容については、選定後の契約締結交渉において、発注者が提案内容の中から選択し、協議のうえで決定するものとする。

※提案例については、別添「実施概要(+αの提案必須内容及びその他の+αの提案(例))」を参照のこと

(7) 週休2日制の実施

工事の実施に当たっては、週休2日を考慮した工期設定に努めること。

(8) その他

申請者は、公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15 問い合わせ先

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場 学校教育課 教育施設係

電話：092-947-1380

メール：gshisetsu@town.sasaguri.lg.jp

別表1 「プロポーザル方式における審査の項目」

評価項目	評価の内容	配点
履行実績のある業者の活用	・過去2年以内に町が発注した電気請負工事の履行実績のある電気工事業者を活用し、その活用方法は適切か	10
体制について	・経営母体の財務の健全性・安定性、組織等が十分であるか ・業務を実施する上で十分な体制であるか ・業務を円滑かつ効果的に実施できるか	10
事業内容について	・提案内容全体について概念（コンセプト）や全体的な考え方等の明示があるのか ※高効率照明化に加えレジリエンス強化を目的とした新たな提案や創意工夫がなされており、かつ持続可能なものであるか ・本事業各施設の高効率照明灯具等について創意工夫がなされているか ・非常時（災害時）に対応できる工夫がなされているのか ・提案限度額の範囲内で、提案内容と比して価格は適正なものなのか。また、その価格となった明細等はあるか (リース総額とリース月額を明示) ※提案内容による温室効果ガス排出削減量が算出されている。 ※印の項目が提案内容に全て含まれなくても可とする。	60
設備設置について	・設備設置の施工が、無理のないスケジュールになっているか ・週休2日を考えたスケジュールになっているのか ・設備設置の施工体制、施工管理等が十分なものになっているか ・工事期間及びリース期間において、実施体制やメンテナンス等の体制が十分なものであるか ・工事期間及びリース期間において、故障やトラブルにおいて、早急に対応できる体制になっているか	20
合計		100

○評価の方法

- 1 評価は、審査委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて予め定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- 2 審査委員1名あたり100点満点、合計500点満点で、各審査委員の採点及び見積額加算点の合計点が最も高い者を契約候補者とする。なお、各審査委員の採点の合計点で300点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を決定する。
- 3 最も高い合計点を獲得した者が複数ある場合は、次の順によって決定する。
 - (1) 評価項目（事業内容について）の点数が大なる者
 - (2) 見積金額が低い者
- 4 最低基準点以上の者がいなかった場合は、契約候補者の決定は行わない。